

り、奉行北条義時施行す。後嵯峨帝の御宇寛元三年（一二四五）九月二十九日、執権北条経時勅命に依り祭祀の礼式を定む、後柏原院の御宇永正十年（一一五三）八月一二日正一位に叙せらるる神宣あり」とみえる。

社伝として後年編集されたもので、すべて全を信用することはできないが、永正十年八月二日付、⁽¹⁾「与賀神社文書」の宗源宣言に「正一位与止日女大明神」とあり、これは史料的に裏付けられる。与止日女（淀姫）神は佐賀市の水源に当たる大和町川上にある与止日女神社の祭神であり、河流によって与止日女神社と当社とが、上宮、下宮的関係にあつたのではないかと思われる。

現在、与賀神社の楼門は国の重要文化財に指定されているが、⁽²⁾『藤龍家譜』によると「文明十四年（二四八二）少貳政資が与賀城を築いたとき、当社を城の鬼門の鎮守とした」とあり、その頃この楼門が築造されたのではないかとみられる。

本荘神社の⁽³⁾社伝によると「欽明天皇の二十二年に創建、与賀荘末次村の百姓丹次郎が、童子となつた淀姫神の霊を見、そのことをきいた領主小寺左衛門が欽明天皇から勅願建立の繪旨を受け、社堂を造立した」これは与賀社の社伝と殆ど同じである。この地を現在本庄というが、これは与賀本荘の鎮守神というところから祀られたもので、古くは神宮寺として本庄院が隣してあつたが、寛延元年（一七四八）一二月火災で焼失している。

注

- (1) 「佐賀県史料集成」第二十一卷
- (2) 佐賀県立図書館鍋島文庫蔵
- (3) 「本荘社縁起」

中世

一 概 説

中世とは、時代区分として、鎌倉・南北朝・室町・戦国時代の約四〇〇年間をいう。

律令体制の衰微から発生した武士は、次第に勢力を得て、ついには律令体制そのものを根底からくつがえして、いわゆる前期封建社会の確立をさせた時代である。

前代からこの時代のはじめにかけ、佐嘉荘・与賀荘など多くの荘園が成立していた。これらの土地の所々には土豪たちが次第に武士化しつつ成長し、鎌倉幕府の成立と共に、地頭職を与えられて幕府の御家人となつていった。高木氏・龍造寺氏・千葉氏・小貳氏・後藤氏その他の家々である。しかし一般にこの地方の土着勢力は小規模なものが多く、室町時代末期に龍造寺氏の勢力が強大化して、西九州を制覇し、南の島津氏、東の大友氏と九州を鼎立する三大勢力の一つとなつた。それまでの間、この地方の土豪たちは、常に他国もしくは周辺の諸大勢力の影響下に置かれ、南北朝・室町時代と永い間、諸勢力の消長につれて、あるいは右に、あるいは左に、親と

子で戦う場合もあった。

いまの佐賀市城内付近に龍造寺氏が根拠を置き、近世初頭までこの地に定住したため、集落がここを中心に残達、特に隆信の時代になると、西九州の覇者にふさわしい城下町佐賀が形成されてきた。やがて龍造寺氏のあとを受けた鍋島氏が、慶長年間に大規模な城廓を築き、近世城下町の経営と近郷農村の支配を行い、今日の佐賀市の原型ができあがることになる。

一一 与賀本荘の動き

この時代の武士は地方に土着し、平素は農耕に従事し、一朝、事あれば戦の場に赴く、その中心となるのが守護・地頭である。また守護・地頭は領内の治安維持と年貢徴収にも当たった。肥前には多くの荘園があり、武士化した土豪が地頭職を与えられ、幕府の御家人となった。

与賀本荘のでてくる文書を編年的に略記しながらその推移を眺めてみたい。

元徳元年（一三二九）十二月二五日付の⁽¹⁾『河上神社文書』鎮西下知状に左のように記されている。

肥前国河上社雜掌禪勝申、与賀執行入道蓮（宗）当宮領与賀庄内田地壹町神用対捍事

右正応五年以来毎年段別百文難済之由訴申之刻去元応博多炎上之時文書等焼失之間重有沙汰之由所見也仍□□無音之間仰国分彦次郎季朝催促訖如季朝執進今年三月十二日蓮宗請文者雜掌由用事帯返抄云々捧彼状蓮宗于今

不参之間無據糺明歟然則遂解可究函因者依仰下知如件

元徳元年十二月廿五日

修理亮平^(北条英時)
(花押)

これによると「当宮領与賀庄内田地壹町」の神用米を与賀執行入道蓮宗が「正応五年以来 毎年段別百文難済」したとして、河上社雜掌禪勝が訴え、鎮西探題北条英時は蓮宗に対して神用の究済を命じている。

南北朝の内乱期に入り⁽²⁾『龍造寺文書』の少式冬資書状に左のように記されている。

去廿三日小木（城）以下凶徒等寄来与賀庄及合戦候之刻御合力候被致忠節候之条感悦候後々も自然之時者被御覽継候者喜入候

恐々謹言

^(少式)

冬資（花押）

二月廿七日

龍造寺又四郎殿

文書にある小城の軍勢とは千葉胤泰らのことをいったものと思われる。胤泰は当時足利直冬方として活躍しており当荘内の与賀神社付近が南北両勢力の軍事拠点となつたとみられる。直冬は観応の擾乱以降足利直義方として尊氏・義詮と対立しており、貞和七年（一三五二）正月付の⁽³⁾『西高辻文書』によると、大宰府安養院雜掌良賢の「肥前国与賀庄田地七町」の寺領を安堵していることがわかる。また⁽⁴⁾『大友文書』によると、義詮は正平六年（一三五二）十二月十九日、大友氏時に勲功を賞して「肥前国与賀庄（頼高跡）」とみえる。これは少式頼高の門跡地を宛がっていることを証している。